平成２８年（フ）第７５号
兵庫県姫路市飾磨区御幸62番地　宮田方
債務者　高橋美智子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０６号
広島県東広島市高屋町小谷1406番地317
債務者　坂本　珠水
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４６号
香川県高松市六条町1086番地１　エテルノグランツⅢ101号
債務者　板倉　　彩（旧姓石丸）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５５号
福岡市博多区博多駅前４丁目31番11号
債務者　原　　利樹
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３１３号
福岡市東区水谷３丁目５番６号
債務者　今林　辰輝
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３１４号
福岡市東区水谷３丁目５番６号
債務者　今林　久子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３４４号
福岡市城南区別府７丁目９番59号
債務者　勝木紀美枝
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０号
福岡県宮若市金丸317番地５　金丸県営住宅26号
債務者　谷口　桃子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第５８号
鹿児島県鹿児島市上之園町14番地６（カールトン501号）
債務者　児玉　仁美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７号
岩手県花巻市二枚橋町南１丁目35番地13　メゾンクインスＣ号室
債務者　小泉茂十幸
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第４４号
山梨県甲斐市長塚143番地２、前住所山梨県甲府市山宮町1682番地８
債務者　大森　光男
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
山梨県甲斐市西八幡2150番地６
債務者　雨宮　有希
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
山梨県南アルプス市小笠原1094番地３
債務者　水上政日古
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
大阪府茨木市南春日丘２丁目２－５プレアール南春日丘306号、住民票上の住所大阪府茨木市平田２丁目９番６号
債務者　林　　豊隆
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８０８号
大阪市旭区大宮１丁目18番14号　古岡ビル401号
債務者　山本　哲郎（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９８号
大阪府高槻市富田町５丁目20番１号大宅マンション302号、前住所大阪府高槻市如是町43番46号
債務者　菅原　由佳
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１２号
大阪府大東市三住町６番15号　５号室
債務者　板谷　　昇
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部